

2018年3月9日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社 東芝
代表執行役社長 綱川 智

子会社の株式譲渡に係る公告

当社は、当社を売主、株式会社 Pangea（本店所在地：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階）を買主として、当社の連結子会社である東芝メモリ株式会社（本店所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号）の全株式を譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。本株式譲渡については、2017年10月24日開催の当社臨時株主総会において、株主様からの承認をいただいております。

なお、本株式譲渡の効力発生日は、本株式譲渡に係る株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足又は放棄された日の属する月の翌月の最初の営業日（但し、当該最初の営業日の少なくとも11営業日前までに各前提条件が充足又は放棄されていない場合には翌々月の最初の営業日。また、2018年2月15日から同年3月23日までの間に各前提条件が充足又は放棄された場合には同年3月30日）、又は、売主及び買主が書面により合意した日を予定しております。

記

本株式譲渡に伴い、会社法第469条第1項に基づき、本株式譲渡に反対し、かつ株式買取請求をされる株主様は、本株式譲渡の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対してその旨、買取請求に係る株式の数及び加入者口座コード、株主様の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号を、以下の郵送先宛に書面（様式自由）によりご通知ください。

また、ご通知に先立って、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）に対して、個別株主通知の申出の取次請求及び株式買取請求に係る株式の以下の当社指定口座への振替申請を行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を上記書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、効力発生日の前日までに以下の当社指定口座への振替を完了していただけない場

合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要となる期間は、ご利用の証券会社等により異なりますので、株式買取をご希望の株主様はお早めにご利用の証券会社等にお問い合わせください。

郵送先

105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 37階Aゾーン宛

当社指定口座（買取口座）

口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社東芝 買取口座
加入者口座コード	2947303058969000030

以 上